

令和 2 年 1 1 月 定例会

県土整備委員会説明資料（その2）

企 業 局

目 次

I 提 出 予 定 案 件	1
1 徳島県工業用水道事業料金等徴収条例の一部改正について	1

I 提出予定案件

1 徳島県工業用水道事業料金等徴収条例の一部改正について

(1) 改正の理由

地方税法等の一部が改正されたことに鑑み、工業用水の料金に係る延滞金の割合の特例について所要の整備を行う必要がある。

(2) 改正の概要

工業用水の料金に係る延滞金の割合の特例について所要の整備を行うこととした。

(3) 施行期日

令和3年1月1日から施行する。

改正後の延滞金の割合の特例については、延滞金のうち施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

